

当センターでの行動制限最小化の取り組みについて

精神科認定看護師 佐藤 亮

山形県立こころの医療センターでは病院全体で隔離・身体的拘束などの行動制限最小化に取り組んでいます。今回は取り組みの一つについてご紹介します。

精神科での隔離・身体的拘束といった行動制限は、精神保健福祉法の規定により治療上のやむを得ない場合のみ行われる行為です。しかし、病状によっては薬物療法や精神療法での効果が得られず、行動制限が長期化してしまう場合があります。

現在当センターの東3病棟では、長期化している患者さんに対し多職種プロジェクトチームを立ち上げ支援を強化しています。

メンバー構成は①医師1名（主治医）②臨床心理士2名③精神保健福祉士1名④作業療法士1名⑤看護師3名（看護師長、担当看護師、精神科認定看護師）の5種8名で、一人の患者さんに対しての支援計画を作成し、行動制限をできるだけ少なくできるように支援しています。この取り組みは始まったばかりですが、今後はこの多職種プロジェクトチームを定着させ、たくさんの患者さんにかかわっていきたいと思っています。

